

稲敷市過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

令和3年9月 策定
令和8年3月 変更

茨城県稲敷市

目次

1	基本的な事項	
(1)	稲敷市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	市町村財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	11
(3)	計画	12
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	14
(3)	計画	16
(4)	産業振興促進事項	17
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	計画	18
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	計画	20
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	24
(3)	計画	26

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	計画	29
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	30
(2)	その対策	30
(3)	計画	30
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	31
(2)	その対策	32
(3)	計画	33
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計画	36
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	37
(3)	計画	37
12	再生可能エネルギーの利用の促進	
(1)	現況と問題点	38
(2)	その対策	38
(3)	計画	38
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
	事業計画（令和8年度～令和12年度）	
	過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	41

1 基本的な事項

(1) 稲敷市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、平成 17 年 3 月 22 日に江戸崎町、新利根町、桜川村、東町が合併したことにより誕生し、茨城県の南部、首都東京より 60km 圏に位置しています。北側には国際的な研究学園都市「つくば」を、南側には世界への玄関口「成田」を擁しており、これらの核都市と首都圏中央連絡自動車道で結ばれています。総面積は 205.81 km²（霞ヶ浦を含む。）で、東西約 23 km、南北約 14 km と細長い形状です。

霞ヶ浦、利根川、新利根川、小野川などの水辺環境を有する水郷地帯であり、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれています。

基幹産業は、水稻を中心とする農業です。総面積のうち約 40% が田であり、関東有数の米どころとなっています。

また、東京圏へのアクセスに優れている本市の立地特性を生かし、これまで 7 つの工業団地を形成するなど、雇用機会の創出を図ってきました。近年では、首都圏中央連絡自動車道の 4 車線化や成田国際空港が進める“更なる機能強化”により、地域内の開発ポテンシャルが高まりつつあります。

イ 市における過疎の状況

昭和 30 年代以降、高度経済成長により、農山漁村の人口が急激に都市に流入しました。本市においても、旧 4 町村のすべてで、昭和 40 年代初頭までは徐々に人口が減少していきましたが、「地域間の均衡ある発展」を標榜した全国総合開発計画や、その後の新全国総合開発計画の流れを受け、昭和 40 年後期からは微増に転じました。

平成に入ると、バブル経済下での地価高騰による通勤圏拡大の流れを受け、人口増加期を迎えます。この傾向を旧町村別にみると、旧江戸崎町、旧新利根町では人口増加がみられ、特に旧江戸崎町では著しく増加しました。一方で、農村部が大半の旧桜川村、旧東町では増加を示していないのが特徴です。

加えて、この増加期においては、旧江戸崎町と旧新利根町が属する稲敷東部台都市計画区域での市街化区域・市街化調整区域の指定、いわゆる「線引き(平成 6 年 3 月)」の駆け込み需要により、平成 2 年から 7 年の 5 年間の増加人口は 6,300 人程度（≒1,300 人/年）と、全国の市町村の中でもトップクラスとなりました。

しかしながら、平成 10 年をピークに、総人口は減少傾向に転じていきます。平成 17 年の合併「稲敷市」誕生後は、特に近隣の常磐線沿線やつくばエクスプレス沿線の新興住宅地を中心に、市全域から若年世代、子育て世代が多く流出し、超急速に人口減少が進んでいます。

このような状況の中、平成 27 年国勢調査の結果、旧桜川村が高齢者比率

35.0%、長期人口減少率（S50→H27）24.2%、中期人口減少率（H2→H27）26.0%となり、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき過疎地域として指定されました。

さらに、令和2年国勢調査の結果、市全域での中期人口減少率（H7→R2）が24.4%となり、令和4年4月1日には市全域が過疎地域として指定されました。

ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

本市では、人口減少・少子高齢化の急激な進展に伴い、労働力人口も年々減少しており、税収減や経済成長の鈍化が懸念されています。また、農業従事者の高齢化や離農者の増加による農地の荒廃、集落機能の低下、空き家の増加など、本市を取り巻く状況は、一層厳しさを増しています。

一方、本市は東京圏へのアクセスに優れているほか、首都圏中央連絡自動車道の4車線化や成田国際空港が進める“更なる機能強化”などにより、地域内の開発ポテンシャルが高まりつつあることから、この好機をとらえ産業の活性化に取り組む必要があります。

また、全国的に価値観の多様化やライフスタイルの転換が進み、自然環境や農業への関心の高まりや地方への移住志向が強まっている等の背景もあることから、自然豊かな本市の観光資源・地域資源の活用、農業の担い手の確保、Uターンを含めた移住・定住促進のための住環境整備やプロモーションがますます重要となっています。

（2）人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、昭和50年国勢調査では41,418人でしたが、平成7年には51,652人まで増加し、平成10年にピークを迎えます。しかし、その後は減少の一途をたどっており、令和2年国勢調査では39,039人となっています。特に、平成7年から令和2年までの25年間では人口が24.4%減少しています。年齢別にみると、令和2年の若年者比率が11.2%、高齢者比率は36.7%と、人口減少に加え少子高齢化が顕著となっています。

産業別の就業人口は、平成7年の総数は25,245人、内訳は第1次産業就業人口が2,688人で10.6%、第2次産業就業人口が9,923人で39.3%、第3次産業就業人口が12,634人で50.0%となっています。令和2年には総数が18,108人と25年間で約30%減少し、内訳は第1次産業就業人口が1,557人で8.6%、第2次産業就業人口が5,960人で32.9%、第3次産業就業人口が10,591人で58.5%となりました。生産年齢人口の減少とサラリーマン等の増加、農林水産業離れが顕著となっています。

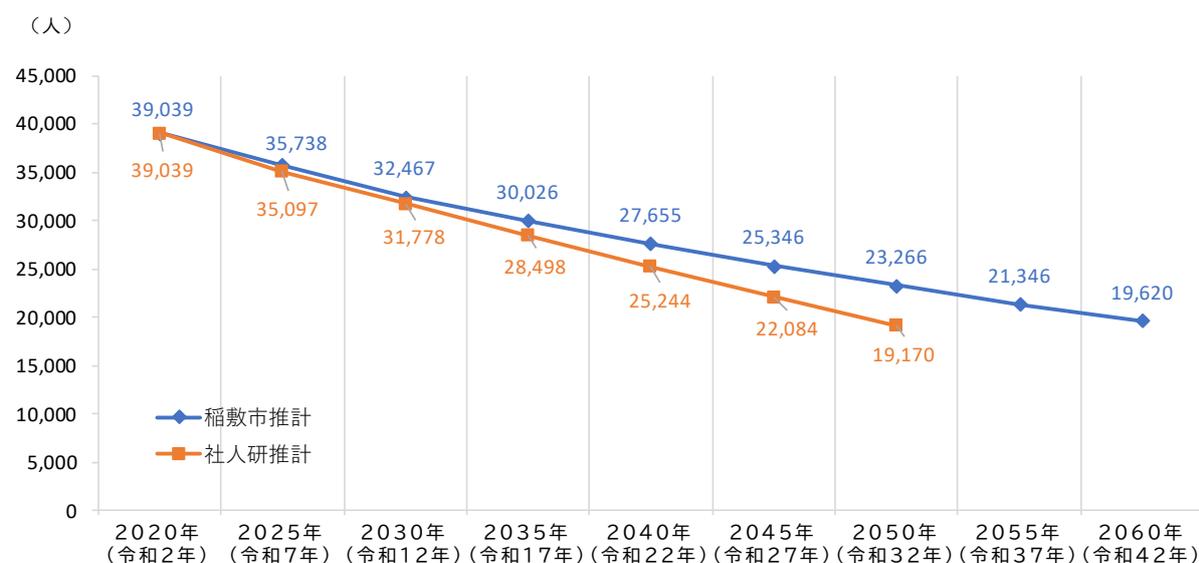
表 1 - 1 (1) 市全体の人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,257	人 51,652	% 19.4	人 49,689	% -3.8	人 42,810	% -13.8	人 39,039	% -8.8
0歳～14歳	8,547	9,002	5.3	6,482	-28.0	4,253	-34.4	3,393	-20.2
15歳～64歳	29,250	33,531	14.6	31,711	-5.4	24,920	-21.4	21,055	-15.5
うち15歳～29歳(a)	8,657	8,800	1.7	7,930	-9.9	5,493	-30.7	4,366	-20.5
65歳以上(b)	5,460	9,117	67.0	11,496	26.1	13,552	17.9	14,329	5.7
(a)／総数 若年者比率	20.0%	17.0%	—	16.0%	—	12.8%	—	11.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	12.6%	17.7%	—	23.1%	—	31.7%	—	36.7%	—

表 1 - 1 (2) 市全体の産業別人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成7年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 21,962	人 25,245	% 14.9	人 23,824	% -5.6	人 19,056	% -20.0	人 18,108	% -5.0
第1次産業 就業人口	人 7,399	人 2,688	% -63.7	人 2,165	% -19.5	人 1,714	% -20.8	人 1,557	% -9.2
第2次産業 就業人口	人 6,121	人 9,923	% 62.1	人 8,554	% -13.8	人 6,248	% -27.0	人 5,960	% -4.6
第3次産業 就業人口	人 8,442	人 12,634	% 49.7	人 13,105	% 3.7	人 11,094	% -15.3	人 10,591	% -4.5

表 1 - 1 (3) 人口の見通し (稲敷市人口ビジョン)



(3) 市町村財政の状況

ア 行政の状況

本市は、合併自治体として急速に進む分権化社会に対応するため、事務事業の見直しや組織機構の改革、職員数及び人件費の削減、財政の健全化などを着実に進めてきましたが、合併後 20 年が経過した現在でも未だに解決されていない多くの課題があります。

その背景には、合併による混乱を極力抑えるため、「サービスは高く」「負担は低く」との方針による調整や、事務事業の一律的な削減を求めたことが挙げられます。また、改革を実行する段階で、それぞれの立場の利害による「総論賛成」「各論反対」の風潮が大きな弊害となっているのも事実です。

今後の方策として、これまでの取組を検証し、課題を明確にするとともに、総合計画をはじめとする各種計画等の基本理念を遵守しながら、行政運営を着実に実行していく必要があります。

イ 財政の状況

本市の財政規模は、令和 2 年度の普通会計歳入決算額が 297 億 3,298 万 2 千円、歳出決算額が 279 億 5,770 万 2 千円、財政力指数は 0.499 となっています。歳入財源別では、市税をはじめとする自主財源が約 48%、地方交付税や国県支出金、市債等の依存財源が約 52%です。歳出においては、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の総額が 88 億 4,597 万 7 千円となっており、今後の市の財政見通しとしては、扶助費等の社会保障関係経費及び合併特例債をはじめとする公債費が増加していくことが予想されます。

このような状況から、今後の財源確保は継続的な課題であり、健全で安定した財政状況を堅持するためには、総合的な計画に基づく事業推進が求められます。

ウ 施設整備水準

本市における市道の改良率は、令和 2 年度末で 54.6%となっており、茨城県内の市町村平均の 40.3%を上回っていますが、舗装率では 60.5%で県内の市町村平均 65.2%を下回っています。高齢者を含め主な移動手段が自家用車である本市においては、より安全な道路環境が求められています。

上水道については、本市全域において井戸のある家庭が多く、令和 2 年度末時点での水道普及率は 72.2%と県内で最も低い状況となっています。

下水道については、令和 2 年度末時点での水洗化率（接続率）は県内市町村平均 86.0%に対して、本市は 75.4%と低い状況です。

地域医療については、令和 2 年度末の人口千人当たりの病床数は 22.4 床となっていますが、そのうち一般病床は 0 床です。このため、一般の入院等が必要な場合は、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	20,736,517	24,361,949	29,732,982
一般財源	12,536,484	13,004,102	14,335,292
国庫支出金	2,795,276	2,072,982	7,343,831
都道府県支出金	920,494	1,470,542	1,631,028
地方債	2,356,719	5,291,138	2,702,851
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	2,127,544	2,523,185	3,719,980
歳出総額 B	19,623,647	23,234,220	27,957,702
義務的経費	7,620,068	7,871,486	8,845,977
投資的経費	3,085,497	5,966,159	3,096,218
うち普通建設事業	3,085,497	5,966,159	2,976,695
その他	8,918,082	9,396,575	16,015,507
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,112,870	1,127,729	1,775,280
翌年度へ繰越すべき財源 D	580,720	181,613	870,459
実質収支 C-D	532,150	946,116	904,821
財政力指数	0.580	0.538	0.499
公債費負担比率 %	8.1	10	14.7
実質公債費比率 %	9.9	6.5	8.9
起債制限比率 %	—	—	—
経常収支比率 %	86.7	88.4	89.4
将来負担比率 %	36.9	21.6	15.9
地方債現在高	16,272,385	24,348,476	25,359,024

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (市全域)

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	53.5	54.6
舗装率 (%)	—	—	—	59.2	60.5
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	67.3	72.2
水洗化率 (%)	—	—	—	54.1	75.4
人口千人当たり病院、診療 所の病床数 (床)	— (一般0.0)	— (一般0.0)	— (一般0.0)	18.8 (一般0.0)	22.4 (一般0.0)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、人口減少・少子高齢化が予想を上回る速さで進展し、平成 27 年に「稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略『いなしきに住みたくなっちゃう♡プラン』」を策定して以降、人口減少問題を本市の最重要課題として位置づけ、全庁的にさまざまな施策に取り組んできました。

また、平成 31 年に市として“目指すべき目標 (基本方針)”を掲げた「稲しき未来ビジョン」を策定し、本市に住む市民へ幸福感や満足感の高い生活を提供することが人口減少・少子高齢化対策の軸足であるにとらえ、行政サービスにおいても、持続可能なまちづくりへの転換を図るなど、「量的な抑制を推進しながら、質的な向上を図っていくこと」を重要な視点と位置づけました。この考えは、令和 5 年に策定した「稲しき<新>未来ビジョン」においても継承されています。

さらに、令和 4 年に市全域が過疎地域の指定を受けたことを契機に、市民ワークショップ等を経て「稲敷市持続可能な地域づくりプラン」を策定し、持続可能な地域づくりの推進にあたっては、「市民、企業等、行政がさまざまな分野で連携・協力すること」が必要であるとして、協働のまちづくりの重要性が示されました。

このような流れを受けて、令和6年3月に策定した第3次稲敷市総合計画では、「自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち～いなしきの新たなステージへ～」を将来像とし、その実現のために、以下の3つのアプローチを基本理念として掲げています。

本市は、この基本理念及び茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、全国的に人口減少・少子高齢化が進展する中で、「選んでもらえる」住環境の整備、多様な働き方や産業の創出、地域資源等を活用した賑わいづくりや郷土愛の醸成などの施策を展開し、持続可能な地域となることを目指します。

第3次稲敷市総合計画 基本理念

1 さまざまな主体がつながるまちづくり

最初のアプローチは、つながること。市民、企業、行政はもちろん、ヒトだけでなくモノやサービス、システムや情報など、稲敷市のさまざまな主体がつながるまちづくり。すべての市民が、つながる意識を明確に持って連携・協力するまちづくり。

稲敷市は、あらゆる主体を効果的につなげるまちづくりに取り組んでいきます。

2 市民の笑顔を追求するまちづくり

次のアプローチは、人々の笑顔を引き出すこと。一人ひとりの笑顔は、一人ひとりの豊かな暮らしや幸せな気持ちの象徴です。年齢も性別も地域も関係なく、市民の、より多くのキラキラした笑顔を追求するまちづくり。

稲敷市は、すべての市民の笑顔を引き出すまちづくりに取り組んでいきます。

3 変化をとらえ新時代を拓くまちづくり

3つ目のアプローチは、新しい時代を拓くこと。厳しさを増す社会情勢や外的脅威は、新しい挑戦に踏み出すきっかけでもあります。目まぐるしく変化する社会の流れを的確にとらえ、突破力をもってチャレンジするまちづくり。

稲敷市は、市を取り巻くさまざまな変化をとらえ、新時代を拓くまちづくりに取り組んでいきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、本市の持続的発展に向けた基本目標を以下のとおり設定します。

目標指標	基準値	目標値 (令和12年度)
定住を希望する市民の割合※1	31.1% (令和7年度)	54.0%
地域に愛着のある市民の割合※2	62.3% (令和7年度)	70.0%
社会増減数	-107人 (令和6年度)	-100人

※1 市民アンケート調査より「住み続けたい」の割合。

※2 市民アンケート調査より「非常に愛着がある」＋「かなり愛着がある」＋「やや愛着がある」の割合。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、既存の行政評価サイクルを活用し、内部評価及び外部評価等により行います。また、評価結果と予算を連携させた施策展開を実施していきます。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 28 年 5 月に公共施設等総合管理計画を策定し、「稲敷市の課題解決にむけた方向性」として、以下の 6 つの基本方針を示しています。

稲敷市公共施設等総合管理計画 基本方針

基本方針（1）	公共施設等の総量を減らす
基本方針（2）	公共施設等の長寿命化を図る
基本方針（3）	公共施設の再編・利活用を促す
基本方針（4）	管理サイクルの体制を強化する
基本方針（5）	個別施設のコスト縮減努力を行う
基本方針（6）	持続可能に投資的経費を平準化する

本計画では、「稲敷市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本市の人口は、平成7年に51,652人だったのに対し、令和2年には39,039人となっており、25年間での人口減少率が24.4%と急速に進んでいます。年代別にみると、65歳以上の高齢者が14,329人で36.7%を占め、15歳～29歳の若年者は4,366人で11.2%となっています。

令和2年度の社会増減は、転入が1,025人、転出が1,228人です。転入者を年齢階層別にみると、未就学児が69人、30歳～49歳が354人と多く、本市出身者が結婚・出産を経て、子どもが小学校へ入学する前にUターンするケースが一定数存在することがわかります。一方、転出者は15歳～34歳が693人となっており、高校を卒業後、進学や就職、そして結婚等を機に親元を離れるケースが半数以上を占めています。

人口減少に歯止めがかからない一因として、移住・定住の受け皿となる住宅の質的な魅力や量的な整備が不足していることが挙げられます。また、市外への進学・就職により、地域への関心や郷土への思いが薄れてしまうことが課題です。

イ 地域間交流

本市は、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を中心に、多くのサイクリストが訪れます。令和6年には、和田岬に位置する和田公園にサイクリスト等の休憩所を兼ねた管理事務所がオープンしました。今後も、本市への滞在・市内周遊を促し、交流人口の拡大につなげる取組が必要です。

また、近年では、首都圏に居住する人々を中心に農村への関心が高まっていることから、都市と農村の共生・対流等を促進することで、地域活性化の推進が期待されます。

ウ 人材育成

本市では、若年層の流出・少子高齢化が急速に進んでおり、地域社会の担い手となる人材が不足しています。また、核家族化や生活様式の多様化により、地域のつながりが希薄化している状況です。地域コミュニティに対する価値観もさまざまであることから、それぞれの地域において求められている行政・地域・住民の役割をお互いに共有し、協働のまちづくりの意識醸成や担い手づくりにつなげていく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ①若年層や子育て世帯の住宅取得等を支援します。
- ②公共施設の統廃合などにより未活用となっている遊休市有地を活用し、定住促進住宅等の整備や住宅用地の提供を図ります。
- ③専門家・専門機関等と連携することで空き家バンク制度を強化し、市民や企業等と情報共有を図りながら空き家の利活用を促進します。
- ④市民の郷土愛の醸成や定住人口維持、市外からの移住及び交流人口増加を目指し、市の情報を積極的に発信します。

イ 地域間交流

- ①市内を回遊するサイクリングコースや休憩スポット、交流拠点等を整備するとともに、市民、民間事業者や関係自治体と連携し、サイクリングを通じた交流人口の拡大を図ります。
- ②豊かな農地と農産物を積極的にPRするとともに、直売所等への支援を行います。また、ふれあい農園を管理し、農業体験を促進します。

ウ 人材育成

- ①公民館を核として地域の特性を生かした人の関わりや文化の伝承を図ることにより、地元愛を醸成し、協働に携わる人材を育成します。
- ②市民がいきいきと活動できる機会の創出と活動場所の充実を図り、市民の自主性を育みます。
- ③高校生や大学生等がまちづくりやボランティア等の地域活動に関わる機会を創出し、若者と生まれ育った郷土とのつながりづくりを推進します。
- ④成田国際空港が近い地域特性を生かし、子どもたちに体験学習の機会を設けるなど、空港との共存共栄に向けた取組を強化します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	定住促進住宅等整備事業	市	
		宅地開発分譲検討事業	市	
	(2)地域間交流	和田公園管理事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	若年夫婦世帯及び若年子育て世帯住宅取得支援事業	市	
		結婚新生活支援事業	市	
		社宅等整備支援事業	市	
		空き家バンク事業	市	
		シティプロモーション推進事業	市	
	地域間交流	サイクリング推進事業	市	
		都市農村交流事業	市	
	人材育成	地区拠点施設における地域づくり支援事業	市	
		高校生・大学生等連携事業	市	
航空業界学習事業		市		

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

本市は、霞ヶ浦や一級河川の小野川などの水資源に恵まれ、平坦な地形が広がっていることから、古くから水稻を中心として農業が営まれてきました。また、本市の特産品として、地理的表示（GI）保護制度登録の「江戸崎かぼちゃ」や茨城県銘柄産地指定の「浮島れんこん」、「あずまミルキークイーン」等のブランド農産物の生産が行われています。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化、遊休農地の増加、水利施設等の老朽化など、さまざまな課題に直面している状況です。

また、水産業については、霞ヶ浦のワカサギやシラウオ、ゴロなどの水産資源に恵まれ、漁業や水産加工業が営まれてきましたが、漁獲量の減少や食文化の変化に伴い、従事者は減少の一途をたどっています。

経営耕地面積

(単位：経営体、ha)

区分	総数		田		畑		樹園地	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
平成7年	3,726	7,232	3,659	6,551	2,196	657	112	24
平成12年	3,462	6,989	3,390	6,444	1,775	522	88	23
平成17年	2,768	6,439	2,731	5,962	1,151	454	60	28
平成22年	2,368	6,553	2,318	6,029	1,034	504	60	20
平成27年	2,004	6,471	1,960	6,094	734	358	58	19
令和2年	1,500	6,367	1,450	5,977	347	380	23	10

(農林業センサスより)

イ 企業誘致

本市には、7つの工業団地があり、多くの市民の雇用の場となっています。令和6年に稲敷工業団地の分譲が完了したことにより、すべての工業団地が完売している状況です。

また、近年では、首都圏中央連絡自動車道の4車線化や成田国際空港が進める“更なる機能強化”により、地域内の開発ポテンシャルが高まりつつあることから、この好機をとらえ産業の活性化に取り組む必要があります。

ウ 商工業

本市では、市内事業所、従業者ともに年々減少が続いています。近年では、

新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰、後継者不足等の影響を受けて、長らく地元根付いた商店等の閉店が相次いでいます。

地域に根差した商業・工業の振興は、持続可能なまちづくりの基盤となるものです。地域の個性ある産業の継続や創出を強化し、雇用・産業の活性化を図ることが必要です。

エ 観光の開発

本市は、豊かな自然環境を生かし、サイクリング、ゴルフ、釣り、バードウォッチングなど多様なアクティビティを楽しむことができます。また、毎年4月に開催される「稲敷チューリップまつり」では10万本以上のチューリップが一斉に咲き揃い、8月に開催される「いなしき夏まつり花火大会」では県内有数の打ち上げ数を誇るなど、多くの人々が訪れる本市の風物詩となっています。

近年では、新利根川沿いの桜づつみにおいて、夜桜ライトアップやイベントが開催されるなど、新たな名物として着目されています。

また、和田公園のリニューアルを実施し、サイクリスト等の休憩所を兼ねた管理事務所がオープンするとともに、インクルーシブ遊具が新たに設置されました。

しかしながら、本市は観光地としての基盤が脆弱であることから、いずれもスポット的な来訪にとどまり、市内周遊を促せず観光消費の拡大につながっていないことが課題です。

(2) その対策

ア 農林水産業

- ①優良農地の保全を図るとともに、老朽化した土地改良施設の更新や農地の基盤整備等を推進します。
- ②遊休農地の解消・利活用を図るため、担い手への農地の集積・集約を推進します。
- ③イノシシ等の有害鳥獣の捕獲を実施し、農作物や農村環境への被害軽減を図ります。
- ④地域農業を担う認定農業者や認定新規就農者をはじめとする多様な担い手の育成・支援を図ります。
- ⑤本市に合った水田活用を推進し、輸出用米等、主食用米以外への転換を促進します。
- ⑥大規模園芸施設等による高収益作物の生産を行う農業法人等及び異業種企業の農業参入を促進します。
- ⑦ICT等のデジタル技術やデジタルデータを活用したスマート農業の導入を支援し、効率的で生産性の高い農業を推進します。
- ⑧郷土料理や伝統料理の継承に努め、本市ならではの食材を活用した創作

料理等の開発と提供を推進します。

- ⑨地理的表示（GI）保護制度登録の「江戸崎かぼちゃ」や茨城県銘柄産地指定の「浮島れんこん」、「あずまミルクイーン」等の農産物のブランド化による高付加価値化を推進します。
- ⑩減農薬や有機栽培等の生産拡大を図り、環境負荷の少ない農業を推進します。
- ⑪農産物の生産のほか、貯水機能により洪水を防ぐ、多様な生物の生息環境となるなど多面的な役割を有している田園環境を維持し、里山の保全に努めます。
- ⑫茨城県のブランド牛や豚をはじめとする、特色のある畜産経営を支援し、社会情勢の変化等に左右されない経営体の育成を目指します。
- ⑬霞ヶ浦の豊かな水産資源を守り生かしていくため、漁業及び水産加工業の振興に努めます。
- ⑭茨城県と連携し、良好な森林環境を維持するための適切な管理に努めます。

イ 企業誘致

- ①圏央道稲敷東 IC 周辺地域を中心に、本市の地域特性や交通の利便性を生かし、官民が連携したまちづくりを推進します。
- ②圏央道の利便性を活用した産業拠点の形成を促進し、市内の雇用機会の創出を推進します。
- ③新たな工業団地の整備なども視野に、本市に活力をもたらす企業の誘致を推進します。
- ④成田国際空港の機能強化に伴う周辺地域を含めた波及効果を、産業振興などの地域づくりに生かします。

ウ 商工業

- ①あらゆる世代の人が自分らしく活躍できる機会や場所を創り出せるよう、さまざまな仕事の創業者への支援を強化します。
- ②後継者を求める店舗や事業者と、起業・継業を希望する人材をマッチングすることで、市民に愛される企業・店舗等の存続を支援し、産業の維持と持続可能な地域づくりを推進します。
- ③商店街の維持、活性化を図り、特産品などの知名度向上に努め、商店街への来訪動機と販売促進の拡大を図ります。
- ④商工会を核とした商業活動を展開することにより、連携体制の構築を図ります。また、商工会運営に対し必要な支援を行います。
- ⑤地域資源を活用した新たな商品・サービスの開発を応援し、本市の知名度向上と市内外への魅力発信を図ります。
- ⑥農業者や企業等による農産物の加工・販売など経営の多角化を推進し、6次産業化による地域特産品の開発・販売を支援します。

エ 観光の開発

- ①霞ヶ浦などの豊かな自然環境や「えどさき笑遊館」等の歴史的資源、ふるさと観光大使等を有効に活用した観光イベントの充実を図り、賑わいの創出を図ります。
- ②観光協会と連携しながら観光客の受け入れ体制づくりに努め、地域経済に寄与する観光まちづくりを推進します。
- ③新利根川沿い等の桜づつみを整備・活用し、地域の魅力向上と郷土愛の醸成を図ります。
- ④市内を回遊するサイクリングコースや休憩スポット、交流拠点等を整備するとともに、市民、民間事業者や関係自治体と連携し、サイクリングを通じた交流人口の拡大を図ります。(再掲)
- ⑤成田国際空港に近接する本市の立地環境を生かし、国内外に向けた観光情報の発信を強化するなど、観光客の誘客を図ります。

(3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備	土地改良振興事業	市 県 土地改良区		
		排水対策事業	市		
	(5) 企業誘致	企業立地推進事業	市		
	(9) 観光又はレクリエーション	笑遊館運営事業	市		
		桜づつみ整備事業	市		
		和田公園管理事業	市	再掲	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	耕作放棄地対策事業	市		
		農作物有害鳥獣対策事業	市		
		農業経営所得安定対策事業	市		
		農業経営基盤強化促進事業	市		
		ICTを活用したスマート農業の導入支援事業	市		
		農産物振興事業	市		
環境保全型農業推進事業		市			
多面的機能支払交付金事業		市			
畜産振興事業	市				

			水産業振興事業	市	
			林業振興事業	市	
		商工業・6次産業化	商工業振興事業	市 商工会	
			自治金融制度	市	
			起業・就業支援事業	市 商工会	
			農産物振興事業（6次産業化）	市 民間企業	
		観光	観光事業	市 観光協会	
			サイクリング推進事業	市	再掲
			シティプロモーション推進事業	市	再掲
		企業誘致	企業立地推進事業	市	再掲

（４）産業振興促進事項

（i）産業振興促進区域及び促進すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおりとし、事業の推進に当たっては、その効果を発揮させるため、茨城県及び周辺市町村との連携を強化します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会の進展に伴い、IoT や DX による技術が市民の生活に急速に普及しており、本市においても、マイナンバーカードの交付率は令和 6 年度末時点で 90.7%に達しています。これらを活用し、市民生活の利便性向上につながる行政サービスを提供することが求められます。

一方で、さまざまな理由によりデジタル化の恩恵を十分に受けられない人が直面する格差の是正を図ることが必要です。

(2) その対策

- ①スマート自治体の実現に向けた調査研究を行い、市民生活の利便性を図るため円滑な窓口サービスの提供に努めます。
- ②行政手続きのオンライン化（電子申請等）を進めるとともに、民間のデジタルサービスを活用したわかりやすい行政サービスの実現を図ります。
- ③マイナンバー制度を利用した電子申請や市独自のサービスの展開により、マイナンバーカードの利用拡大を推進します。
- ④年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を受けることができる環境を整えます。
- ⑤地域のデジタル基盤の整備を促進し、地域DXによる観光・交流や産業の振興を図ります。
- ⑥デジタル技術を活用し、市民からの意見や情報を広く聴取するとともに、市民が必要としている情報を屋外デジタルサイネージ等により積極的に発信します。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	公衆無線LAN整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	地域DX推進事業	市	
		広報広聴事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の主要な道路は、国道が51号・125号・408号の3路線ですが、一部は生活道路・通学路として危険箇所改善のため、事業着手中のバイパス整備工事の早期完了が望まれています。県道は、2号（水戸鉾田佐原線）・5号（竜ヶ崎潮来線）・11号（取手東線）・25号（土浦稲敷線）・49号（江戸崎新利根線）・103号（江戸崎下総線）・107号（江戸崎神崎線）・206号（新川江戸崎線）・231号（稲敷阿見線）の9路線で、いずれも市内や近隣主要都市を結ぶ道路として、大型車をはじめ交通量の非常に多い路線です。

市道の実延長は令和2年度末で1,885,902.1kmとなっており、改良率は54.6%です。本市では、高齢者を含め主な移動手段は自家用車であり、安心・安全に道路を運転できるよう、各集落間や公共施設、商業施設、レジャー施設、産業拠点等へつながる道路の改良整備の促進を図る必要があります。

また、橋梁については、老朽化が進行していることから維持管理コストの増加が懸念されます。

イ 交通

本市の公共交通については、バス交通（路線バス、コミュニティバス）が主となっており、交通空白地をカバーするために、タクシー券助成制度を実施しています。

これまでは、小学生の通学に路線バス、コミュニティバスを活用し、地域内バス路線を維持してきた経緯がありますが、小学校統廃合に伴いスクールバス化が進んだことで、路線バス利用者が大幅に減少しています。また、タクシー事業者の廃業が相次いだことにより、市域の半分がタクシー空白地となっている状況です。

令和7年には、路線バスの運行本数が適正となるよう減便及びダイヤ改正を実施するとともに、タクシー券助成制度の見直しを行いました。今後も市民の移動手段の確保及び公費負担の軽減の両立を図りながら、まちづくりと連携した持続可能な公共交通の検討が必要となっています。

(2) その対策

ア 道路

- ① 広域幹線道路である国県道の整備促進及び適正な管理について、国や茨城県へ継続的に要望していきます。
- ② 市街地と集落間をつなぐ主要道路網の整備促進を図ります。
- ③ 計画的に橋梁を点検・維持補修し、安全・円滑な交通の確保に努めます。

イ 交通

- ①交通事業者と連携し、交通弱者の移動手段の確保と持続可能な市内公共交通網の存続を図ります。
- ②地域の実情に応じてタクシー利用券による助成を行い、公共交通の空白地域における移動手段を確保します。
- ③主要な鉄道駅へのアクセスを強化し、通勤、通学の利便性を確保するため、広域的な公共交通の拡充を図ります。
- ④本市に暮らしながら首都圏への通勤・通学・レジャーなどができるよう、高速バス運行の実現性を検討します。
- ⑤公共交通の利用促進を図るため、待合環境や利便性の向上を図るとともに、交通結節拠点の整備を実施します。
- ⑥地域住民の移動手段の確保と利便性向上を図るため、デマンド交通の導入を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通手段の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	市道(江)1級2号線舗装補修工事	市	
		市道(江)1級12号線舗装補修工事	市	
		市道(江)1級22号線整備工事	市	
		市道(江)1409号線舗装補修工事	市	
		市道(新)1級1号線道路改良工事	市	
		市道(新)1級3号線舗装補修工事	市	
		市道(新)1046号線舗装補修工事	市	
		市道(新)1級5号線舗装補修工事	市	
		市道(桜)1級3号線舗装補修工事	市	
		市道(桜)1級6号線舗装補修工事	市	

		市道(桜)1級12号線舗装補修工事	市	
		市道(桜)1級16号線舗装補修工事	市	
		市道(東)1-4号線舗装工事	市	
		市道(東)2級11号線整備工事	市	
		市道(東)76号線道路改良工事	市	
		市道(東)91号線道路改良工事	市	
		市道(東)1016号線道路改良工事	市	
		橋梁維持補修事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地域公共交通対策事業	市	
		タクシー利用券補助事業	市	
		広域公共交通確保事業	市	
		高速バス誘致推進事業	市	
	(10) その他	公共交通機能強化のための拠点整備事業	市	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の上水道は、昭和 30 年代の旧新利根町及び旧東町の簡易水道事業の時代から、昭和 55 年 12 月に旧江戸崎町水道事業、昭和 58 年 3 月に旧新利根町水道事業、昭和 55 年 3 月に旧桜川村水道事業、昭和 56 年 3 月に旧東町水道事業として創設され、平成 20 年 4 月の事業統合により現在に至っています。

県南西広域水道用水供給事業により合併前の旧町村ごとの配水場でほとんどを受水し、必要な工程を経て水道水として市民に供給しています。令和 2 年度末の水道普及率は 72.2%となっており、今後は台地部に位置し、地下水が豊富で普及率の低い江戸崎地区の普及促進を図る必要があります。

配水池や管路等の水道施設は、昭和 50 年代に整備されたものが多く、老朽化や耐震性に劣る施設が多いため、耐震化を含めた計画的な改修が必要であり、特に避難所など重要な施設に接続する管路等の施設については、早急な耐震化が求められています。

イ 下水道

本市の下水道は、平成元年より旧新利根町で流域関連公共下水道、旧桜川村で農業集落排水事業に着手し、平成 8 年より供用を開始しました。その後、各地区において整備に着手し、令和 6 年度末時点で、公共下水道 4 地区、農業集落排水事業 8 地区、合わせて 12 地区となり、接続率は 83.1%となっています。

下水道の整備については、桜川地区及び東地区においては整備が完了しているため、今後は江戸崎地区及び新利根地区の市街化調整区域における整備となりますが、費用対効果を慎重に見定め、財政状況を勘案し整備していくことが求められています。

また、桜川地区の農業集落排水処理施設から排出される汚泥は、一般財団法人稲敷市農業公社が運営する「元気館さくらがわ」においてコンポスト化（堆肥化）され、市内の公園や希望者に配布する等有効利用されています。その他の処理施設からの汚泥については、民間に委託し、処分・再利用されています。

既存施設については、施設の統廃合が求められているとともに、整備後 30 年を経過したものが増えてきており、老朽化に伴う故障等により財政をひっ迫させる要因になるおそれがあります。このため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改修工事や耐震化が求められており、特に避難所など重要な施設に接続する管路等の施設については、早急な耐震化が求められています。

ウ 河川

本市には、国管理の利根川、横利根川や県管理の小野川、新利根川、破竹川、沼里川のほか、地域の生活に密着した市管理の中小河川である花指川(準用河川)、高橋川(普通河川)等があります。

市管理河川は川幅が狭く、かつ、流域面積が小さく河川延長が短いため、降雨のピークから流出までの時間が短くなっています。また、土地利用の変化等から流速及び流入量に変化が生じている側面があり、局所的に発生する集中豪雨等により急激な水位上昇を引き起こす場合が多く、田畑等の浸水が発生している状況です。

エ 消防・防災

本市の消防救急は、3市3町1村(稲敷市・龍ヶ崎市・牛久市・阿見町・利根町・河内町・美浦村)から構成される、稲敷地方広域市町村圏事務組合が担っています。また、地域の初期消火にあたっては、消防団が重要な役割を果たしていますが、若年層の減少やライフスタイルの変化から、団員の確保に苦慮しています。

いつ発生するかわからない災害等に備え、消防救急体制の維持・確保を図るとともに、消防施設や防災備蓄、避難所等を適切に整備するなど、迅速に対応するための措置が必要です。

オ 防犯

本市は、防犯灯や防犯カメラの設置、地域の防犯連絡員等による巡回活動(青色パトロール)等により防犯対策を行っています。

安全なまちであることは、市民にとって重要な要素であり、今後も犯罪を未然に防ぐ体制づくりや、被害にあった場合の適切な対処、市民の防犯意識の向上などが必要です。

カ 公営住宅

本市には、12の市営住宅があります。中でも、平成16年及び平成18年築の結佐住宅と平成6～7年築で家族向けの阿波住宅は入居希望者が多くいましたが、近年では空室が出ている状況です。それ以外の住宅は、老朽化と人口減少等の影響で入居率が低い状況のため、市営住宅の将来的な需要や市営住宅に代わる民間賃貸住宅の供給等について分析したうえ、適正な管理戸数の検討を進めています。

キ 市営公園

本市には、デイキャンプ利用ができる和田公園をはじめとして、合計11の市営公園があります。ファミリー層が利用しやすいリバーサイド公園や和田公園は比較的利用者が多い状況ですが、それ以外の公園は人口・子育て世代の減少により、通常時は利用者が少なく、活気が失われつつあります。

ク 廃棄物処理

本市のごみ処理は、隣接する美浦村との2市村で構成する江戸崎地方衛生土木組合において行っています。可燃ごみの処理については、平成元年から稼働した焼却施設の老朽化により、新たな焼却施設を整備し、令和4年度に稼働を開始しました。資源ごみの処理については、さらなる回収推進のため、新たなリサイクルセンターを整備する予定です。

また、市民が快適に暮らし続けることができる生活環境づくりに取り組むため、不法投棄の防止に努める必要があります。

(2) その対策

ア 上水道

- ①水道施設の適切な維持管理に努め、水道事業の広域化を見据えた計画的な運営に取り組みます。
- ②水道への加入促進を積極的に推進し、普及率の向上を図ります。

イ 下水道

- ①社会情勢の変化に対応した最も適した整備手法を選択して施設の整備を進めながら、既存施設の長寿命化のため、計画的かつ最小コストでの改築・更新や施設の耐震化に取り組みます。
- ②積極的な広報周知と補助制度等により、下水道への接続促進を図ります。
- ③下水道整備区域等の見直しに応じて、高度処理型浄化槽の設置促進を図るとともに、単独浄化槽から高度処理型浄化槽への転換を推進します。
- ④「元気館さくらがわ」の管理を行い、農業集落排水処理施設から排出される汚泥の有効活用に努めます。

ウ 河川

県管理河川と同様に、市町村が管理する中小河川の浸水被害から流域住民の生命・財産を守るため、流域治水の推進について近隣自治体と連携を図りながら、防災・減災対策について検討します。

エ 消防・防災

- ①稲敷地方広域市町村圏事務組合と連携し、広域消防による常備消防・救急体制の維持に努めます。
- ②減少傾向が続いている消防団員の確保に努めるため、消防団と地域との連携を強化し消防団活動を支援します。
- ③消防団活動を支える資機材である消防車両や消火栓等の消防施設を計画的に更新するとともに、活動に必要な備品の整備を進めます。
- ④地域コミュニティに密着した自主防災組織の結成を支援し、自主的な防災活動が行えるよう育成強化を行います。

- ⑤避難所に防災用備蓄倉庫を整備し必要な備蓄を行うなど、災害時の二次被害の軽減等を図ります。
- ⑥小中学校の体育館に空調を設置するなど、避難所機能の強化を図ります。
- ⑦災害時の情報ネットワークの構築を図るため、稲敷市公式アプリの普及推進や、防災行政無線の維持管理を実施します。
- ⑧適正に管理されていない空き家については、所有者に対しての助言や相談会の実施等により改善に努めます。
- ⑨地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及を図り、地震に強いまちづくりを推進します。
- ⑩急傾斜地の崩壊による土砂災害から市民の生命を保護するため、危険性について周知・啓発を図るとともに、補助制度を活用した安全対策を促進します。

オ 防犯

- ①地域の防犯連絡員等による巡回活動（青色防犯パトロール）の充実を図ります。
- ②主要な交差点や公園、学校周辺を中心に、防犯カメラを設置します。
- ③危険箇所を中心に、防犯灯の設置と維持管理を行います。

カ 公営住宅

市営住宅の需要等を見極めながら、維持すべき住宅については効率的な維持・補修を行い、老朽化が著しい住宅については用途廃止に向けた調整を進めるなど、適正な管理を行います。

キ 市営公園

- ①魅力ある水辺空間や自然環境などを生かし、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、公園や緑地の適正な配置を進めます。
- ②誰もがいつでも安心して利用できるユニバーサルデザインの考え方に基づき、民間事業者のノウハウと技術力を活用しながら、公園を維持管理していきます。

ク 廃棄物処理

- ①可燃ごみの処理については、新たに稼働した焼却施設を適正に運用するとともに、将来的なさらなるごみ処理の広域化を視野に入れた広域行政に取り組んでいきます。
- ②資源ごみの処理については、より一層のリサイクルを推進するため、リサイクルセンター等の施設整備を行うなどの機能強化に取り組み、周辺市町村と協力してごみの減量化を図ります。
- ③廃棄物の不法投棄防止について周知に努めるとともに、不法投棄をさらに減らしていくための取組を推進し、良好な地域環境の保全に努め

ます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	水道施設更新事業	市		
		配水管新設事業	市		
	(2) 下水処理施設	公共下水道整備事業	市		
		下水道維持管理事業	市		
		汚泥処理施設維持管理事業	市 農業 公社		
	(3) 廃棄物処理施設	リサイクルセンター等整備事業	市 一部事 務組合		
	(5) 消防施設	広域消防・救急整備事業	市 一部事 務組合		
		消防設備等整備事業	市		
	(6) 公営住宅	市営住宅管理事業	市		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	生活		水道加入推進事業	市	
			下水道接続促進事業	市	
			排水設備工事資金補助事業	市	
			高度処理型浄化槽設置補助事業	市	
	環境		不法投棄対策事業	市	
	防災・防犯		防災情報通信強化事業	市	
			防災備蓄整備事業	市	
			消防団運営事業	市	
			自主防災組織育成事業	市	
			空き家対策事業	市	
			耐震改修促進事業	市	
			急傾斜地対策事業	市	
	(8) その他		河川維持管理事業	市	
小中学校体育館空調設置事業			市		
市営公園管理事業			市		
防犯カメラ設置事業			市		
防犯灯設置維持管理事業			市		
青色パトロールカー購入事業			市		

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的に少子化の傾向が続く中、本市においても未就学児数の減少が著しい状況です。核家族化や夫婦共働き世帯の増加により、地域における子育て支援や安心して子育てができる環境整備はますます重要となっています。

本市には、市立の認定こども園が2施設、私立の認定こども園が1施設、保育所が2施設ありますが、園児数の減少が顕著となっていること及び施設の老朽化を踏まえ、状況の変化に応じた施設整備が必要です。

また、子育て中の親子の交流促進を図る子育て支援センターの充実や、児童福祉機能と母子保健機能が一体となったこども家庭センターの設置により、子育て相談等を通じて子育て家庭の不安や負担の軽減に取り組んでいく必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉

本市の65歳以上の人口は、令和2年国勢調査において14,329人です。高齢者比率は平成7年では17.7%でしたが、令和2年に36.7%となっており、急速に高齢化が進んでいます。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者など、地域において支援を必要とする高齢者が増加し、地域の支え合いや高齢者の生きがいつくり・健康づくりがますます重要となっています。

また、障害者福祉、保健福祉、地域福祉の拠点として、それぞれ「ハートピアいなしき」、保健センター、福祉センターを設置していますが、施設の老朽化等により、安全を十分に考慮して計画的に修繕・改修等を行うことが必要です。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ①「稲敷市公立幼児施設整備計画」に基づき、こども園の適正配置を行います。
- ②こども園の園児バスを運行し、広範囲となる通園エリアへの対応及び園児の安全対策を行います。
- ③子育て支援センターの充実を図り、相談事業や子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供などに努めます。
- ④関係機関との連携や協力により、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを誰もが気軽に相談できる体制づくりに努め、こども家庭センターの整備を検討します。

- ⑤放課後児童クラブは、待機児童を出さないよう充実を図ります。
- ⑥放課後や休日の地域における子どもの居場所のニーズを調査し、居場所づくりを検討します。
- ⑦子どもの成長の節目には、お祝いとして学用品購入補助などを実施し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ります。
- ⑧子どもたちが安心・安全に利用できるよう、各こども園、児童福祉施設等の適切な維持管理を行います。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ①ひとり暮らし高齢者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、各種生活支援サービスを充実させ、健康保持や孤独感の解消、安否確認等に取り組みます。
- ②認知症高齢者の早期発見・保護に努めます。また、認知症高齢者の家族への支援に積極的に取り組みます。
- ③要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減を図り、高齢者ができるだけ自立した生活を送れるよう、「いこいのプラザ」を中心として、さまざまな介護予防教室を開催します。また、「いこいのプラザ」の適切な維持管理を行います。
- ④敬老事業を実施し、長寿をたたえ、高齢者を敬愛する思想の普及に努めます。
- ⑤地域密着型の通所施設「ハートピアいなしき」における各種支援事業の充実と努めるとともに、適切な維持管理を行います。
- ⑥地域に密着し総合的な保健サービスを提供する施設である保健センターの適切な維持管理を行います。
- ⑦地域福祉活動の中心的役割を担う稲敷市社会福祉協議会の拠点施設である江戸崎福祉センターの適切な維持管理を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	子育て支援センター維持管理事業	市		
		放課後児童クラブ維持管理事業	市		
		こどもの居場所づくり事業	市		
	(2) 認定こども園	認定こども園建設事業（既存施設解体、移転先検討、新規用地購入等を含む）	市 民間事業者		
		認定こども園（長寿命化）改修事業	市 民間事業者		
		認定こども園防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震対策）	市 民間事業者		
	(3) 高齢者福祉施設	いこいのプラザ維持管理事業	市		
		福祉センター維持管理事業	市		
	(5) 障害者福祉施設	ハートピアいなしき維持管理事業	市		
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター維持管理事業	市		
		こども家庭センター整備事業	市		
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業				
	児童福祉	子ども福祉	子どもの未来応援商品券交付事業	市	
			認定こども園園児バス運行事業	市 民間事業者	
			幼児教育・保育施設運営事業	市	
放課後児童クラブ事業			市		
高齢者・障害者福祉		高齢者生活支援事業	市		
		敬老事業	市		

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市には、内科や歯科等の診療機関は複数ありますが、小児科をメインとしているクリニックと産婦人科がありません。そのため、市民アンケート調査等でも、子育て世代からは医療機関の充実を望む声が聞かれます。また、入院等が必要な場合は、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

(2) その対策

- ①市民が安心して医療を受けられるよう、関係機関と連携して、市内及び近隣医療機関の医師の確保と救急医療体制の維持を図ります。
- ②子どもの休日や夜間における急な病気への対応と不安を解消するため、「小児救急医輪番制度」や「子ども救急電話相談」の実施に取り組みます。
- ③通院等の移動手段確保の一助として、タクシー利用券による助成を実施します。
- ④情報技術を活用した医療環境整備を目指し、遠隔医療の導入についての研究を行います。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	民間病院	保健医療体制整備促進事業	市 医療機関	
	その他	地域公共交通対策事業	市	再掲
		タクシー利用券補助事業	市	再掲
		広域公共交通確保事業	市	再掲
地域DX推進事業		市	再掲	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市には、小学校が8校、中学校が4校ありますが、少子化の影響により児童生徒数及び学級数が減少し、教育環境への影響が懸念されることから、適正規模・適正配置を目指した学校再編の検討を進めています。

また、予測困難な時代の中、子どもたちはさまざまな変化に直面しており、柔軟に対応する力を培うため、教育の果たす役割はますます重要となっています。

学校給食施設については、江戸崎学校給食センターと東学校給食センターの2施設がありますが、どちらも老朽化していることから、新たな給食センターの整備を進める必要があります。

教育センターについては、旧鳩崎小学校を活用し、不登校児等に対して学習支援や自立支援を実施していますが、校舎の老朽化が著しいため、近年増加傾向にある不登校児等に対応するための環境整備が必要です。

イ 幼児教育

本市には、市立の幼稚園が3施設ありましたが、園児数の減少及び施設の老朽化を踏まえ、令和6年度に閉園・統合し、現在は1施設のみとなっています。閉園施設の園児受け入れや将来的なニーズに対応するため、適正な施設整備を行う必要があります。

ウ 社会体育

本市では、旧4町村において保有していた体育施設の多くを継続して運営・維持管理しており、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要していることが課題となっています。人口減少・少子高齢化が進む中、各施設の利用状況が変化していることに加え、今後見込まれる税込減等を考慮し、施設の適正規模・適正配置の検討が進められています。

エ 社会教育

本市には、江戸崎中央公民館、新利根公民館及び桜川公民館並びにあずま生涯学習センターがあり、地域活動及び生涯学習の中核的な役割を担っています。また、東地区には図書館があり、市の中心には位置していないものの、近年では電子図書館を充実させるなど、市民の利便性向上を図っています。これらの社会教育施設は、地域のすべての人に学習する機会を提供するため、適切な環境を整えることが必要です。

一方で、江戸崎地区には4つのコミュニティセンターがありますが、施設の老朽化が著しく、利用者もごく一部に限られている状況です。今後の

施設のあり方については、関係機関と協議を行いながら検討が進められています。

(2) その対策

ア 学校教育

- ①小・中学校の適正配置について検討し、学習環境の充実、教育水準の維持向上に取り組めます。
- ②遠距離通学による児童生徒及び家庭の負担を軽減するため、スクールバスを運行します。
- ③教育活動の充実を図るため、「教育活動バス」の運行管理を行います。また、既存車両が老朽化していることから、新規車両の導入を検討します。
- ④子どもたちがグローバルな環境で将来活躍するような希望を持てるよう、学力全体の向上を図る契機として、英語検定試験合格に向けての支援強化に取り組めます。
- ⑤ICT 機器を効果的に活用した授業を推進し、情報活用能力を育てる教育の充実及び学習意欲・学習効果の向上を図ります。
- ⑥特別支援教育支援員の配置及び特別支援学校の巡回相談事業の活用などにより、特別支援教育の充実を図ります。
- ⑦本市の実情に合った学校部活動の適切な運営体制、指導体制の検討を進めます。
- ⑧学校教職員等の福利を図るため、教職員住宅の適切な維持管理を行います。
- ⑨安心・安全でおいしい給食を提供するため、老朽化した学校給食センターの再編整備を推進します。また、学校給食の無償化に取り組めます。
- ⑩教育センターは、老朽化が著しいことから移転を含めた検討を行います。

イ 幼児教育

- ①みのり幼稚園は、ゆたか幼稚園との統合による園児数増加への対応や将来の官民連携によるこども園化を見据え、適正な施設整備を行います。
- ②幼稚園の園児バスを運行し、広範囲となる通園エリアへの対応及び園児の安全対策を行います。

ウ 社会体育

- ①公共施設再編方針等に基づき、持続可能で適正な施設規模となるよう統廃合に取り組めます。
- ②今後も継続する施設については、市民が安心・安全に利用できるよう適切な維持管理を行います。
- ③施設再編・利活用や民間活力の導入等により、市民ニーズに対応したサ

ービス向上と効率的な維持保全によるコスト削減を図ります。

エ 社会教育

- ①気軽に利用できる地域活動・生涯学習の拠点として、公民館、あずま生涯学習センター及び図書館の適切な維持管理を行います。
- ②スマートフォンやタブレット端末でいつでもどこでも自由に読書のできる電子図書館の機能強化、拡充に努めます。
- ③コミュニティセンターは、利用状況等を把握した上で、関係機関と協議を行い、廃止を含め今後のあり方を検討していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	小中学校長寿命化改修事業	市		
		小中学校大規模改修事業	市		
		小中学校防災機能強化事業 (建築非構造部材の耐震対策)	市		
		小中学校体育館空調設置事業	市	再掲	
		教職員住宅維持管理事業	市		
		学校給食センター整備事業	市		
		教育センター維持管理事業	市		
		ICT教育環境整備推進事業	市		
		教育バス運行事業	市		
	(2)幼稚園	幼稚園改修事業	市		
		幼稚園長寿命化改修事業	市		
	(3)集会施設、 体育施設等	公民館維持管理事業	市		
		江戸崎地区コミセン維持管理事業	市		
		総合運動公園整備事業	市		
		社会体育施設整備事業	市		
		図書館維持管理事業	市		
		あずま生涯学習センター維持管理事業	市		
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	幼児教育	幼稚園園児バス運行事業	市	
		義務教育	小中学校スクールバス運行	市	

		事業		
		語学指導事業	市	
		学校教育支援・特別支援事業	市	
		運動指導者確保・育成推進事業	市 NPO等	
	生涯学習・スポーツ	図書館サービス事業	市	
	その他	学校給食魅力アップ事業	市	
		学校給食無償化事業	市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、地形的な制限がなく可住地面積が広いのが特徴です。そのため、長い歴史の中で各所に点在して集落が形成されてきました。本市には97の行政区がありますが、核家族化や生活様式の多様化、年々増加する空き家等により、地域コミュニティの希薄化が進行している状況です。

持続可能な生活圏を形成するためには、既存の地域コミュニティを尊重しながら、集落間を結ぶネットワーク圏を整備し一定の利便性を確保するとともに、特に若い世代から「選んでもらえる」住環境を提供することが必要です。

(2) その対策

- ①行政区など地域の生活に根差した団体の連携を促し、その地域の特性に応じた、協働のまちづくりを進めます。
- ②市民が安全に、安心してコミュニティ活動ができる環境づくりをサポートし、市民が主体となったコミュニティ活動の取組を促進します。
- ③地域の活動や交流の拠点となる共同利用施設の適切な維持管理により、地域住民が主体となったコミュニティ活動の活性化を図ります。
- ④日常の買い物に不便を感じている高齢者等の買い物支援事業の充実を図ります。
- ⑤公共交通の利用促進を図るため、待合環境や利便性の向上を図るとともに、交通結節拠点の整備を実施します。(再掲)
- ⑥専門家・専門機関等と連携することで空き家バンク制度を強化し、市民や企業等と情報共有を図りながら空き家の利活用を促進します。(再掲)
- ⑦公共施設の統廃合などにより未活用となっている遊休市有地を活用して、定住促進住宅等の整備や住宅用地の提供、民間施設の立地促進等を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	集落集会施設等整備事業	市		
		共同利用施設管理事業	市		
		定住促進住宅等整備事業	市	再掲	
		宅地開発分譲検討事業	市	再掲	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	集落整備	行政区制度運用事業	市		
		高齢者等買い物支援事業	市		
		地域公共交通対策事業	市	再掲	
		空き家バンク事業	市	再掲	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、国指定史跡の広畑貝塚、国選択及び市指定の無形民俗文化財のあんば囃子をはじめとして、国、県、市指定の文化財や遺跡など多くの歴史的財産が所在しています。これらの文化・歴史遺産は、地域を知るために欠かすことのできない資料です。しかし、伝統芸能など無形の文化財は、後継者不足により技芸の保存継承に課題がみられます。

また、歴史民俗資料館では、郷土資料の収集、保管、展示等を行っていますが、施設が老朽化していることから、計画的な修繕等が必要となっています。

(2) その対策

- ①国、県、市指定の文化財の適切な維持管理を支援します。
- ②地域の資源である伝統文化や芸能などは、地域の人々とともに次世代への伝承に努めます。
- ③郷土に対する関心を高めるため、生まれ育った地域の伝統や文化、産業について学ぶ「ふるさと学習」の充実を図ります。
- ④埋蔵文化財の所在と内容を可能な限り把握し周知に努めることで、開発事業者等と埋蔵文化財保護の認識を共有します。
- ⑤歴史民俗資料館は、展示方法に工夫を凝らすとともに、来訪者が安全で滞在しやすい施設を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	歴史民俗資料館維持管理事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化財保護事業	市	
		ふるさと学習事業	市	
埋蔵文化財対策事業		市		

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本市は、令和4年に「稲敷市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、環境にやさしいまちづくりの推進に取り組んでいます。

行政においては一部の小中学校や行政施設に、民間においては山林や原野を中心に太陽光発電設備が設置されています。

また、令和5年には地域新電力会社が設立され、官民連携のもと、エネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの創出に取り組んでいます。

持続可能かつ災害時にも対応可能なまちづくりの推進のため、再生可能エネルギーのさらなる利用拡大に取り組む必要があります。

(2) その対策

- ①自然エネルギーを活用した電力、通信、水、衛生面の自立的インフラを構築するため、地元企業と連携し、地域内の経済循環と雇用を生み出す新たなローカルビジネスを推進します。
- ②一般家庭への新エネルギー設備導入支援など、国や茨城県と連携を図りながら、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの導入促進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	地域エネルギーサービス導入検討事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全及び再生

本市は、美しい水と緑に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれています。水辺環境や里山の保全は、多様な生態系を維持するとともに、未来の子どもたちの原風景を守ることもつながります。

近年では、特定外来生物の「ナガエツルノゲイトウ」が新利根川流域を中心に繁茂拡大しているとともに、「スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）」による農作物への被害が発生しており、大きな問題となっています。

イ 廃校跡地等の利活用

本市では、児童数の減少から、平成 17 年の合併時には 16 校あった小学校が令和 3 年度には 8 校になりました。閉校した小学校のうち跡地の利活用方法が決定していないものについては、庁内横断的に検討を行っています。

ウ 市役所本庁舎・支所

本市では、旧 4 町村の役場庁舎を活用し、行政機能を 4 か所に分散して配置する分庁舎方式を採用していましたが、各施設の老朽化や市民の利便性、災害時の対応等を鑑み、平成 28 年 5 月に市役所本庁舎を開庁しました。併せて、広大な市域において窓口サービスを確保するため、東地区に東支所を設置しています。

今後も行政・防災の拠点施設として機能維持を図るとともに、その一方で、持続可能な窓口サービスのあり方を検討していく必要があります。

エ 広域連携

人口減少・少子高齢化が進展する中、本市を含む多くの地方自治体においては、インフラの老朽化や専門人材の不足といった資源制約が深刻化しています。これらの課題に対応するため、地方自治体が相互に資源を融通し、共同で活用していく広域連携の視点が一層重要となっています。

(2) その対策

ア 自然環境の保全及び再生

豊かな水辺環境を保全するため、市民や流域市町村との連携により、外来植物等の対策に取り組めます。

イ 廃校跡地等の利活用

① サウンディング型市場調査により、不動産市場におけるポテンシャルを

把握します。

- ②今後の学校再編状況を踏まえ、「学校跡地等利活用計画」等の方針に基づき、市全体のまちづくりの方向性と地域住民の意向を尊重し、地域を活性化させるという観点から有効に活用していきます。

ウ 市庁舎・支所

- ①市民が安心・安全に利用できるよう、また、災害時等の有事に対応できるよう適切な維持管理を行います。
- ②窓口サービスのあり方について検討し、市民の利便性の維持・向上に努めます。

エ 広域連携

共通の課題を持つ市町村との情報共有・連携を強化し、相乗効果によって地域課題の解決に取り組めるよう検討を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		自然環境保全及び再生事業	市 NPO等	
		廃校舎等解体及び利活用事業	市	
		本庁舎維持管理事業	市	
		東支所維持管理事業	市	
		広域連携推進事業	市	

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展特別事業	若年夫婦世帯及び若年子育て世帯住宅取得支援事業	市	多様な人材の確保及び地域社会の担い手となる人材の育成に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		結婚新生活支援事業	市	
		社宅等整備支援事業	市	
		空き家バンク事業	市	
		シティプロモーション推進事業	市	
		サイクリング推進事業	市	
		都市農村交流事業	市	
		地区拠点施設における地域づくり支援事業	市	
		高校生・大学生等連携事業	市	
航空業界学習事業	市			
2 産業の振興	(10)過疎地域 持続的発展特別事業	耕作放棄地対策事業	市	農林水産業、商工業等の産業の振興及び観光の開発に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		農作物有害鳥獣対策事業	市	
		農業経営所得安定対策事業	市	
		農業経営基盤強化促進事業	市	
		ICTを活用したスマート農業の導入支援事業	市	
		農産物振興事業	市	
		環境保全型農業推進事業	市	
		多面的機能支払交付金事業	市	
		畜産振興事業	市	
		水産業振興事業	市	
		林業振興事業	市	
		商工業振興事業	市 商工会	
		自治金融制度	市	
起業・就業支援事業	市 商工会			

		農産物振興事業（6次産業化）	市 民間企業	
		観光事業	市 観光協会	
		サイクリング推進事業	市	
		シティプロモーション推進事業	市	
		企業立地推進事業	市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域DX推進事業	市	情報通信技術の利用の機会の格差の是正及び市民の利便性の向上並びに産業の振興、医療及び教育の充実等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		広報広聴事業	市	
4 交通手段の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通対策事業	市	市道等の交通施設の整備及び地域旅客運送サービスの持続可能な提供に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		タクシー利用券補助事業	市	
		広域公共交通確保事業	市	
		高速バス誘致推進事業	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域	水道加入推進事業	市	住宅及び

	持続的発展特別事業	下水道接続促進事業	市	水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境づくり に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		排水設備工事資金補助事業	市	
		高度処理型浄化槽設置補助事業	市	
		不法投棄対策事業	市	
		防災情報通信強化事業	市	
		防災備蓄整備事業	市	
		消防団運営事業	市	
		自主防災組織育成事業	市	
		空き家対策事業	市	
		耐震改修促進事業	市	
急傾斜地対策事業	市			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子どもの未来応援商品券交付事業	市	子育て支援や介護サービス等の確保及び充実、施設整備、住民負担の軽減等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		認定こども園園児バス運行事業	市 民間事業者	
		幼児教育・保育施設運営事業	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		高齢者生活支援事業	市	
		敬老事業	市	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	保健医療体制整備促進事業	市 医療機関	医師等の確保、医療機関の協力体制の整備等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		地域公共交通対策事業	市	
		タクシー利用券補助事業	市	
		広域公共交通確保事業	市	
		地域DX推進事業	市	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	幼稚園園児バス運行事業	市	公立小中学校、社会教育施設、
		小中学校スクールバス運行事業	市	

		語学指導事業	市	社会体育施設等の整備、通学支援、地域の特性に応じた教育の充実等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		学校教育支援・特別支援事業	市	
		運動指導者確保・育成推進事業	市 NPO等	
		図書館サービス事業	市	
		学校給食魅力アップ事業	市	
		学校給食無償化事業	市	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	行政区制度運用事業	市	基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備、集落におけるコミュニティの維持等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		高齢者等買い物支援事業	市	
		地域公共交通対策事業	市	
		空き家バンク事業	市	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	文化財保護事業	市	多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		ふるさと学習事業	市	
		埋蔵文化財対策事業	市	
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特	再生可能エネルギー導入促進事業	市	自然的特性を生か

	別事業			したエネルギーの利用、地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		自然環境保全及び再生事業	市 NPO等	地域資源の保全及び活用、持続可能な自治体運営等に寄与し、その効果は将来に及ぶものである。
		広域連携推進事業	市	